

J R 山田線利用促進事業実施要綱

平成 29 年 11 月 2 日告示第 131 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日告示第 82 号
改正 令和 4 年 3 月 23 日告示第 56 号
改正 令和 4 年 10 月 26 日告示第 187 号
改正 令和 5 年 3 月 29 日告示第 58 号

(目的)

第 1 条 この告示は、J R 山田線の回数乗車券（以下「回数乗車券」という。）、通学定期券又は通勤定期券を購入する者に対し、予算の範囲内で地域通貨リアス（いわて宮古街なか商人グループリアス通貨実行委員会が発行する地域通貨リアスをいう。以下同じ。）を支給することにより、市民の日常的な J R 山田線の利用の促進及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 地域通貨リアスの支給の対象となる者は、回数乗車券、J R 山田線若しくは J R 山田線に乗り継ぐための岩泉茂市線の通学定期券（以下「通学定期券」という。）又は J R 山田線若しくは J R 山田線に乗り継ぐための岩泉茂市線の通勤定期券（以下「通勤定期券」という。）を購入した者であって、地域通貨リアスの支給を申請する日において宮古市に住所を有するものとする。

(支給額)

第 3 条 地域通貨リアスの支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 回数乗車券を購入した者 別表に掲げる額
- (2) 通学定期券を購入した者 購入した通学定期券運賃に 10 分の 3 を乗じて得た額とし、1,000 円未満の端数を四捨五入した額
- (3) 通勤定期券を購入した者 購入した通勤定期券運賃に 10 分の 3 を乗じて得た額とし、1,000 円未満の端数を四捨五入した額

(申請)

第 4 条 回数乗車券に係る地域通貨リアスの支給を受けようとする者は、J R 山田線利用促進事業地域通貨リアス支給申請書兼請求書（回数乗車券）（様式第 1 号。以下「回数乗車券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、回数乗車券を購入した日の翌日から起算して 30 日以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 回数乗車券の表紙又は回数乗車券の写し
- (2) 回数乗車券の購入に係る領収書の写し
- (3) 国又は地方公共団体の機関の発行した免許証、健康保険等の被保険者証

その他の身分証明書の写し

2 通学定期券に係る地域通貨リアスの支給を受けようとする者は、JR山田線利用促進事業地域通貨リアス支給申請書兼請求書（通学定期券）（様式第2号。以下「通学定期券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、通学定期券の期間満了日の30日前から期間満了日までの間に、市長に提出するものとする。

(1) 通学定期券の写し

(2) 学生証の写し又は在学証明書の写し

3 通勤定期券に係る地域通貨リアスの支給を受けようとする者は、JR山田線利用促進事業地域通貨リアス支給申請書兼請求書（通勤定期券）（様式第3号。以下「通勤定期券申請書等」という。）に、次に掲げる書類を添えて、通勤定期券の期間満了日の30日前から期間満了日までの間に、市長に提出するものとする。

(1) 通勤定期券の写し

(2) 国又は地方公共団体の機関の発行した免許証、健康保険等の被保険者証
その他の身分証明書の写し

（支給の決定）

第5条 市長は、前条の規定により回数乗車券申請書等、通学定期券申請書等又は通勤定期券申請書等を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、地域通貨リアス支給決定通知書（様式第4号）により通知し、地域通貨リアスを支給するものとする。

（支給決定の取消及び地域通貨リアスの返還）

第6条 市長は、第5条の支給決定後において、第4条の申請に虚偽その他不正があると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給した地域通貨リアスの全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する